

令和元年第3回区議会定例会提出予定議案

第1 条例

1 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(1) 制定内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員(※)の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。

※会計年度任用職員・・・1会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤職員で、フルタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ職員)とパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員)に分けられる。

ア フルタイム会計年度任用職員の給与

給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の支給について定める。

イ パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

報酬、費用弁償及び期末手当の支給について定める。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(3) 参考

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)

公布 平成29年5月17日 施行 令和2年4月1日

2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(1) 制定内容

上記1(3)の法律が施行されることに伴い、関係する15条例について一括して規定の整備を行う。

ア 会計年度任用職員に次の条例を適用しない旨の規定の整備を行う。

(7) 職員の給与に関する条例

(4) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(ウ) 目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

イ 会計年度任用職員が適用を受ける条例の規定の整備を行う。

(7) 職員の分限に関する条例

(4) 職員の懲戒に関する条例

(ウ) 職員の退職手当に関する条例

(エ) 職員の育児休業等に関する条例

ウ その他臨時的任用及び引用する法律の項番号のずれ等に係る規定の整備を行う。

(ア) 目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

(イ) 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(ロ) 目黒区監査委員の給与等に関する条例

(ハ) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(ニ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(ホ) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

(ヘ) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(ト) 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 目黒区立体育施設条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 中央体育館にトレーニングスタジオを設置することに伴い、貸切り利用の使用料を定める。

・区民団体が利用する場合の使用料

区分	利用時間帯	午前 (9時～12時)	午後		夜間 (6～9時)
			(0時～3時)	(3時～6時)	
トレーニングスタジオ		500円	600円		700円

・区民団体以外の者が利用する場合の使用料

区分	利用時間帯	午前 (9時～12時)	午後		夜間 (6～9時)
			(0時～3時)	(3時～6時)	
トレーニングスタジオ		900円	1,200円		1,400円

イ 中央体育館の改修により面積に変更が生じる施設の使用料の改定等を行う。

(2) 施行期日

令和2年1月1日（令和2年4月1日以後の利用から適用）

4 目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の政令が施行されることに伴い、旧氏を用いた印鑑の登録に関し必要な事項を定める。

(2) 施行期日

令和元年11月5日

(3) 参考

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）

公布 平成31年4月17日 施行 令和元年11月5日

5 目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)ア及びイの府令の施行により、下記(3)ウの法律において見直された文言の整理等が行われたことに伴い、府令に準じた規定の整備を行う。

(2) 施行期日

令和元年10月1日

(3) 参考

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）

公布 令和元年5月31日 施行 公布の日

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）

公布 令和元年5月31日 施行 令和元年10月1日

ウ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）

公布 令和元年5月17日 施行 令和元年10月1日

6 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 幼児教育・保育の無償化

下記(3)の政令により子ども・子育て支援法施行令が改正されることに伴い、幼稚園、こども園、保育所等を利用する3歳から5歳児の利用者負担額を無償化する。

イ 多子世帯に対する保育料軽減策の拡充

第2子の保育料を半額とする場合の第1子の年齢要件（小学校就学前）を廃止する。

ウ 上記アの改正に伴い、次の条例の規定の整備を行う。

(7) 目黒区立幼稚園条例

(1) 目黒区立こども園条例

(2) 施行期日

令和元年10月1日

(3) 参考

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）

公布 令和元年5月31日 施行 令和元年10月1日

第2 契約

- 1 目黒区めぐろパーシモンホール大ホール舞台機構制御機器更新工事の請負契約
 - (1) 契約の相手方 KYB ステージエンジニアリング株式会社
 - (2) 契約金額 272,173,000円
 - (3) 工期 契約の日から令和2年3月13日まで
- 2 目黒区立中央体育館大規模改修工事の請負契約の一部変更について
- 3 目黒区立中央体育館大規模改修に伴う電気設備工事の請負契約の一部変更について
- 4 目黒区立中央体育館大規模改修に伴う空気調和設備工事の請負契約の一部変更について
 - (1) 変更理由
工事の過程で補修の必要があると判明した躯体の工事に日数を要するため、契約の一部を変更する必要が生じた。
 - (2) 変更内容
工期 契約の日から平成31年10月31日まで
→ 契約の日から令和元年12月27日まで

担当 総務部総務課文書係
電話 03-5722-9206